

# 1 計量法の目的

制定法においては、「目的規定」又は「趣旨規定」が第1条として置かれることが一般的である。

「目的規定」は、立法を行うに至った動機を述べるほか、直接の目的だけでなく究極的に大きな公益に資する旨を明記したりするなど、その法律の必要性や意義を強調する手段ともなると言われている。

「趣旨規定」は、法律の内容を要約したもので、制定の目的よりもその法律で定める内容そのものの方に重点があると言われている。

一般的に目的規定や趣旨規定は、それ自体は具体的な権利や義務を定めるものではないが、裁判や行政において、他の規定の解釈運用の指針となるとされている。

## 1-1 計量法の目的とは

この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

<法1条>

この規定は、計量に関する制度は経済や社会における基本的な制度の一つであり、統一的で合理的な計量制度の確立を図ることは、経済活動の便益と安全の確保を通じて、経済の発展及び文化の向上に資するものであるという立法趣旨を規定したものとされている。

この「計量法の目的」については、昭和26年旧計量法公布以来、平成5年全部改正（新計量法）においても条文内容に変更はなく、計量法の存立意義や任務には変わりがないことを意味している。

この規定の内容解釈は、「①計量の基準を定める」こと、「②適正な計量の実施を確保」すること、この二点を通じて最終的に「③経済の発展及び文化の向上」に寄与することを目的としている。即ち、この規定の意味は、①と②が計量法の具体的な目的達成の方法（手段）であり、③は間接的（究極的）な結果目的として、①と②の二点が達成されれば結果的に③に寄与する（究極的に大きな公益に資する）ことになる、という意味に理解されている。

以上のことから、「経済の発展及び文化の向上に寄与すること」は、計量法を含め多数の法律で目的として掲げられているものであり、この部分の表現には必要以上に囚われないでよいと思われる。そして、重要なのは、①と②の二点が計量法の中で実際にどのように規定されているかということである。

## 1-2 計量法の目的と諸規定

### 1-2-1 計量の基準を定める

計量の基準を定めることは、計量の基準となる計量単位を確定することである。計量単位を法定することは、商取引や徴税等の適正な遂行のために必要不可欠のものであり、国家の根源的な機能とも言える。

具体的には、法2章「計量単位（3条～9条）」の単位に関する規定、及び法8章「計量器の校正等」に関する規定がこれに該当する。法2章では、この法律で定める計量単位（法定計量単位）は国際的に合意された「国際単位系（S I）」によることとされている。

i 「法」：計量法（平成4年、法律51号）の略

法 8 章「計量器の校正等」については、平成 5 年改正において導入された計量標準供給制度（トレーサビリティ制度）に関する規定である。この制度は、先端技術分野を中心とした高精度の計量に対応するため、国家計量標準とつながりのある計量標準を民間へ供給することを主な狙いとしている。計量器の校正等は、もともと誰でも自由に行うことができるものであるが、「法定の標章を付した証明書を交付できる校正等」が可能となった。（※因みに、平成 5 年改正（新計量法）における 3 本柱は、計量単位の S I 化、計量器規制の合理化、計量標準供給制度の発足であった。）

### 1-2-2 適正な計量の実施の確保

適正な計量の実施の確保とは、商取引や徴税等の各種計量の目的に応じた正確性をもって保証されなければならないことを指す。計量法は、この保証を主として「取引上の又は証明上の計量」を規制することによって達成しようとしている。

具体的には、法 3 章「適正な計量の実施」、法 4 章「正確な特定計量器等の供給」、法 5 章「検定等」、法 6 章「計量証明の事業」、法 7 章「適正な計量管理」が該当する。これらの適正な計量の実施を確保するための諸規定は、最終的に計量結果を適正（それぞれの場合において必要な度合いの正確さ）にするために必要な規定を設け、違反者には罰則をもって臨むという仕組みになっている。即ち、これらは、適正な計量の実施を確保するための公権力の介入について規定しているものであり、計量法の強行法規としての性格を表していると言える。

## 1-3 明示されていない目的

### 1-3-1 消費者保護

消費者保護については、法 1 条に明示されていないが、「経済の発展及び文化の向上」の中に消費者利益の擁護及び増進が含まれることは当然であると解釈されている。

消費者基本法（旧保護法）では、同法 13 条（計量の適正化）で「国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。

「消費者と事業者の間の取引に係る計量」については、特に適正な計量の実施の確保が要請される。計量法では、「消費者が一方の当事者となる蓋然性の高い取引」について、商品の販売に係る計量に関する規制、使用する計量器を検定対象とする、などの対応を行っている。これらは、消費者基本法の趣旨を十分踏まえたものと言える。

### 1-3-2 公害計測の適正化

公害計測の適正化については、世の中の環境問題の社会的な関心の高まりから、大気汚染や水質汚濁などに関する法規制の強化・拡充が図られてきている。計量法においても、「公害計測機器の信頼性の確保」や「公害計測証明に関する適正な計量の実施」として、その規制の体系に取り込まれている。

具体的には、「公害計測器の信頼性の確保」については、公害計測機器の製造・修理に関する規制や検定等の制度であり、「公害計測証明に関する適正な計量の実施」としては、公害計測証明の事業を計量法上の計量証明事業として規制している。

以上のことから、公害計測の適正化は、「適正な計量の実施の確保」及び「経済の発展及び文化の向上」に関する重要な事項として、計量法の目的として幅広く取り込まれている。